国立大学法人和歌山大学内地研究員受入規程

制 定 平成18年10月27日 法人和歌山大学規程 第 537号 最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)における内地研究員の 受入に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 内地研究員とは、本学以外の大学等(国立大学法人、国立大学法人以外の大学、研究所、その他の研究機関を含む。)(以下「派遣機関」という。)が本学に派遣する研究員をいう。
- 2 部局とは、本学組織規則に定める学部等、基幹及び機構をいう。
- 3 部局長とは、前号の部局の長をいう。

(受入)

第3条 内地研究員の受入は、派遣機関の長から学長に申請するものとする。

(受入期間)

第4条 内地研究員の受入期間は、派遣機関の申請に基づき、会計年度を越えない範囲内で 決定するものとする。

(受入の可否の決定)

- 第5条 学長は、第3条による申請があったときは、当該部局の学部等にあっては教授会、 基幹及び機構にあっては機構推進会議の議を経て、その受入の可否の決定を行うものと するものとする。
- 2 学長は、前項に基づく決定について、派遣機関の長及び当該部局長に通知するものとす る。

(研究費)

- 第6条 派遣機関は、内地研究員の研究費として、別表に掲げる額を本学に支払うものとする。
- 2 内地研究員の研究内容等により、前項の研究費の額を増額する必要がある場合は、学長と派遣機関の長が協議して、その額を別に定めることができる。

(研究の中断及び中止)

- 第7条 内地研究員は、研究期間中、研究を中断又は中止するときは、ただちにその理由を付して、学長に申し出るものとする。
- 2 学長は、前項による申し出があったときは、派遣機関の長と協議し、その結果を当該部 局長に通知する。なお、当該内地研究員の研究の中断又は中止が決定した場合における中 断期間の研究費、中止以後の研究費は、請求しないものとする。ただし、当該中断の開始 及び終了の時期、中止の時期が月の途中の場合は、その月に係る研究費は請求するものと する。

(研究の終了)

- 第8条 内地研究員は、研究期間が終了したときは、終了の日から1月以内に、当該部局長 に報告しなければならない。
- 2 部局長は、前項により報告を受けたときは、これを学長に提出するものとする。

内地研究員受入規程

(施設等の使用)

第9条 内地研究員は、指導教員及び施設管理責任者の承認を経て、本学の諸施設及び諸設備を使用することができるものとする。

(規則等の遵守)

第10条 内地研究員は、本学の学内規則を遵守しなければならない。 (その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、内地研究員の取扱いに関し必要な事項は、学長が 定める。

附則

この規程は、平成18年10月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第590号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月1日一部改正:法人和歌山大学規程第688号)

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日一部改正:法人和歌山大学規程第765号)

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月25日一部改正:法人和歌山大学規程第1056号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日一部改正:法人和歌山大学規程第1515号)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日一部改正:法人和歌山大学規程第1929号)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月28日一部改正:法人和歌山大学規程第2262号)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日一部改正:法人和歌山大学規程第2556号)

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月23日一部改正:法人和歌山大学規程第2623号)

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

教		授	月額 29,300円
准	教	授	月額 15,700円
講		師	月額 11,500円
助		教	月額 7,300円